一の二　個人番号又は基礎年金番号
［二・三　略］
［2～5　略］
（支給停止の解除の申請）
第二十二条　改正前地共済法第七十六条第三項の規定により改正前地共済法による職域加算額の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。
［一　略］
一の二　個人番号又は基礎年金番号
［二～七　略］
［2　略］
3　改正前地共済法第七十六条第六項の規定又はこれに相当する他の法令の規定により第一項の規定による申請を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。
［一　略］
一の二　個人番号又は基礎年金番号
［二・三　略］
（申出による支給停止に係る届出等）
第二十三条　改正前地共済法第七十六条の二第一項の規定による申出をしようとする改正前地共済法による職域加算額の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。
［一・二　略］
二の二　個人番号又は基礎年金番号
［三・四　略］
（申出による支給停止の撤回等）
第二十四条　改正前地共済法第七十六条の二第三項の規定による申出の撤回をしようとする改正前地共済法による職域加算額の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。
［一・二　略］
二の二　個人番号又は基礎年金番号
［三・四　略］
（改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付）
第二十五条　改正前地共済法第四十七条第一項の規定により改正前地共済法による職域加算額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。
［一　略］
二　受給権者の氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号
［三～七　略］
［2・3　略］

［新設］
［二・三　同上］
［2～5　同上］
（支給停止の解除の申請）
第二十二条　改正前地共済法第七十六条第三項の規定により改正前地共済法による職域加算額の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を組合に提出しなければならない。
［一　同上］
［新設］
［二～七　同上］
［2　同上］
3　改正前地共済法第七十六条第六項の規定又はこれに相当する他の法令の規定により第一項の規定による申請を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出しなければならない。
［一　同上］
［新設］
［二・三　同上］
（申出による支給停止に係る届出等）
第二十三条　改正前地共済法第七十六条の二第一項の規定による申出をしようとする改正前地共済法による職域加算額の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。
［一・二　同上］
［新設］
［三・四　同上］
（申出による支給停止の撤回等）
第二十四条　改正前地共済法第七十六条の二第三項の規定による申出の撤回をしようとする改正前地共済法による職域加算額の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出しなければならない。
［一・二　同上］
［新設］
［三・四　同上］
（改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付）
第二十五条　改正前地共済法第四十七条第一項の規定により改正前地共済法による職域加算額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。
［一　同上］
二　受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
［三～七　同上］
［2・3　同上］